

地域内フィーダー系統確保維持計画(案)

平成 29 年 6 月

奈良県生駒市

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本件計画の対象路線となっている南地区路線（全 2 系統のうち暗峠系統が補助対象）は、平成 23 年 10 月から当市が運行を開始し、平成 25 年 2 月から経路の一部を変更し、平成 26 年 6 月から系統の追加及び経路の一部を変更したコミュニティバス路線である。

当路線の沿線地区のうち西側部分は、当市の南西部の生駒山麓に位置する 5 つの町から構成されている。当市は、大阪近郊の住宅都市として発展した経緯から、市域内の公共交通網はある程度整備されている状況にあるが、当該地区については、最寄りの鉄道駅からも 1 km 以上の距離がありながら、人口が少ないとことや道路が狭隘で勾配も急であることなどの地理的条件も相まって、当路線の運行を開始するまでは定期運行による公共交通サービスの提供がなされず、地域住民の自助努力により生活が送られてきた。しかし、昨今の人団高齢化の進展という社会情勢の変化に伴い、住民の自助努力のみでは、これまでどおりの生活を送ることが困難になると予測され、当該地域においては、居住人口、高齢化の進展度合い、地形的条件などから、他の地域よりその傾向がより顕著になると想定されていた。

こういった状況を踏まえ運行を開始した本件補助対象路線は、当該地域と鉄道駅、医療機関、商業施設を結ぶ路線であり、地域の生活交通の確保を第一の目的とするものの、暗峠等へのハイキングコースや特徴的な飲食店などが立地する当該地域への市内外他地域からの来訪により、地域の活性化がもたらされるという副次的な効果も期待しているところであり、この運行目的の達成を促進するため、これまで地域からの要望も踏まえ運行系統の追加変更や増便、時刻の見直しを行ってきた。

なお、当該地域については、人口が少ないとこともあって、本件補助対象路線の利用者数は、運行開始初年度である当市会計年度の平成 23 年度では 1 日あたり約 14 人、平成 24 年度では 1 日あたり約 15 人、平成 25 年度では 1 日あたり約 18 人、平成 26 年度、平成 27 年度では約 20 人、平成 28 年度では 19 人と、一定の継続的な利用があるが、道幅が狭いことによる乗車定員の制約もあり、比較的少ない状況で推移しているが、当該地区における日常の生活交通の確保は重要な課題であり、その役割を果たすコミュニティバスの継続的な運行は必要不可欠と考えている。このことから、市としては、今後も当路線を継続的に運行する考えであるが、財源の確保が重要な課題となっている。前述のとおり、もとより人口の少ない当該地域では、この財源を、利用者の運賃負担や地域の負担という自助努力のみで確保することは困難であり、財源の不足額を市で補てんし続けることも、今後の市の財政状況を考えると厳しい状況にある。そこで、地域公共交通確保維持事業の制度を活用し、国庫補助金を財源の一部として、当路線を継続的に運行することが可能となり、それに伴い当該地域の利便性確保はもとより、地域の活性化にもつながると考えている。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

平成 28 年度に引き続き、当該地域と、その最寄りの鉄道駅である近畿日本鉄道生駒線南生駒駅、及び運行計画路線の沿線に存在する医療機関や商業施設とを結ぶコミュニティバスを、道路状況や需要予測を踏まえ小型車両を用いて、年末年始を除く平日（平成 29 年度の補助対象期間においては 244 日）に、平成 26 年 5 月 31 日までは 1 日あたり 2 系統 3.5 往復、平成 26 年 6 月 1 日以降は 1 日あたり 1 系統 4 往復を運行し、当該地域（平成 29 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳人口 364 人、同時期における 75 歳以上の高齢者が地域人口に占める割合は約 17.6% で、全市平均の約 11.6% を大きく上回る）の生活交通を確保することを第一の目標とする。

運行の開始により、高齢者をはじめとする地域住民の生活交通が確保されることで、地域の生活利便性の向上が図られることはもちろんのこと、継続的な運行により、将来的には観光客等の地域外からの入込を通じて当該地域の活性化がもたらされることにより、当市全体としては人口が増加しているという状況にも鑑み、当該地域においても人口の減少に歯止めがかかることを期待している。

また、地域とも協力のうえ一層の利用の促進を図り、当路線の継続的な運行を実現するための財源の一層の確保につなげるが、①各年度において、交通不便地である 5 つの町で乗降する 1 日あたりの利用者数が、各年度内 4 月 1 日時点での当該 5 つの町の住民基本台帳人口の合計に占める割合と②各年度において、補助対象系統全体での 1 日あたりの利用者数が、当該補助対象系統を利用する沿線町区の各年度内 4 月 1 日時点での住民基本台帳人口の合計に占める割合の 2 つの指標を平成 29 年度に引き続き設定し、利用促進の効果を確認する。（補助対象年度の平成 27 年度と平成 28 年度との対比では、①は 2.59%→2.72%、②は 1.92%→1.92% となり、継続的な利用があり利用人員は増加傾向にある。なお、交通不便地域の各年 4 月 1 日時点での人口については、平成 26 年 379 人、平成 27 年 374 人、平成 28、29 年 364 人と、減少が続いているが、利用は増加している。）

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

（別添 表 1 のとおり）

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

（別添 表 2 のとおり）

5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

生駒交通株式会社

6. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

(別添 表5のとおり)

7. 協議会の開催状況と主な議論

●平成29年6月29日開催（本計画の策定等について）

本計画の案を策定したうえで、協議会の協議事項として「1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性、2. 維持に係る定量的な目標・効果」を中心に協議会事務局から説明。

【意見の概要】（参考：H29 地域内フィーダー系統確保維持計画より抜粋）

○（協議会の内容を踏まえて記載）

8. 利用者等の意見の反映状況

本計画は、生駒市地域公共交通活性化協議会で協議のうえ、策定されたものであるが、当協議会には委員として、市内5地区の各自治連合会会長、2名の市民公募委員及び市環境基本計画推進会議代表（市民）が参加され、協議に加わっていただいていることから、公共交通利用者（市民）の意見が、一定反映されていると認識している。

なお、本協議会の会議は公開されているとともに、会議資料や会議録は、市ホームページにて公開している。

10. 協議会メンバーの構成

(別添 別紙のとおり)

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所)	奈良県生駒市東新町8番38号
(所 属)	生駒市 総務部 防災安全課
(氏 名)	高瀬 絵三子
(電 話)	0743-74-1111 (内364)
(e-mail)	bousaianzan@city.ikoma.lg.jp

別 紙

生駒市地域公共交通活性化協議会委員

区分	委員
法第6条第2項 第1号の委員	地域公共交通総合連携 計画作成市 生駒市長
法第6条第2項 第2号の委員	奈良交通株式会社 自動車事業本部 乗合事業部長
	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 企画統括部営業企画部長
公共交通事業者等	公益社団法人奈良県バス協会 専務理事
	一般社団法人奈良県タクシー協会 専務理事
	一般社団法人奈良県タクシー協会 生駒市部会 代表
道路管理者	奈良県郡山土木事務所長
法第6条第2項 第3号の委員	公安委員会 生駒警察署長
	生駒市北地区自治連合会長
	生駒市西地区自治連合会長
	生駒市中地区自治連合会長
市民又は地域公共交通 の利用者	生駒市東地区自治連合会長
	生駒市南地区自治連合会長
	生駒市環境基本計画推進会議 代表
	公募市民
学識経験者	学識経験者
	近畿運輸局奈良運輸支局長
生駒市が必要と認める 者	奈良県県土マネジメント部地域交通課長
	奈良県交通運輸産業労働組合協議会 事務局長

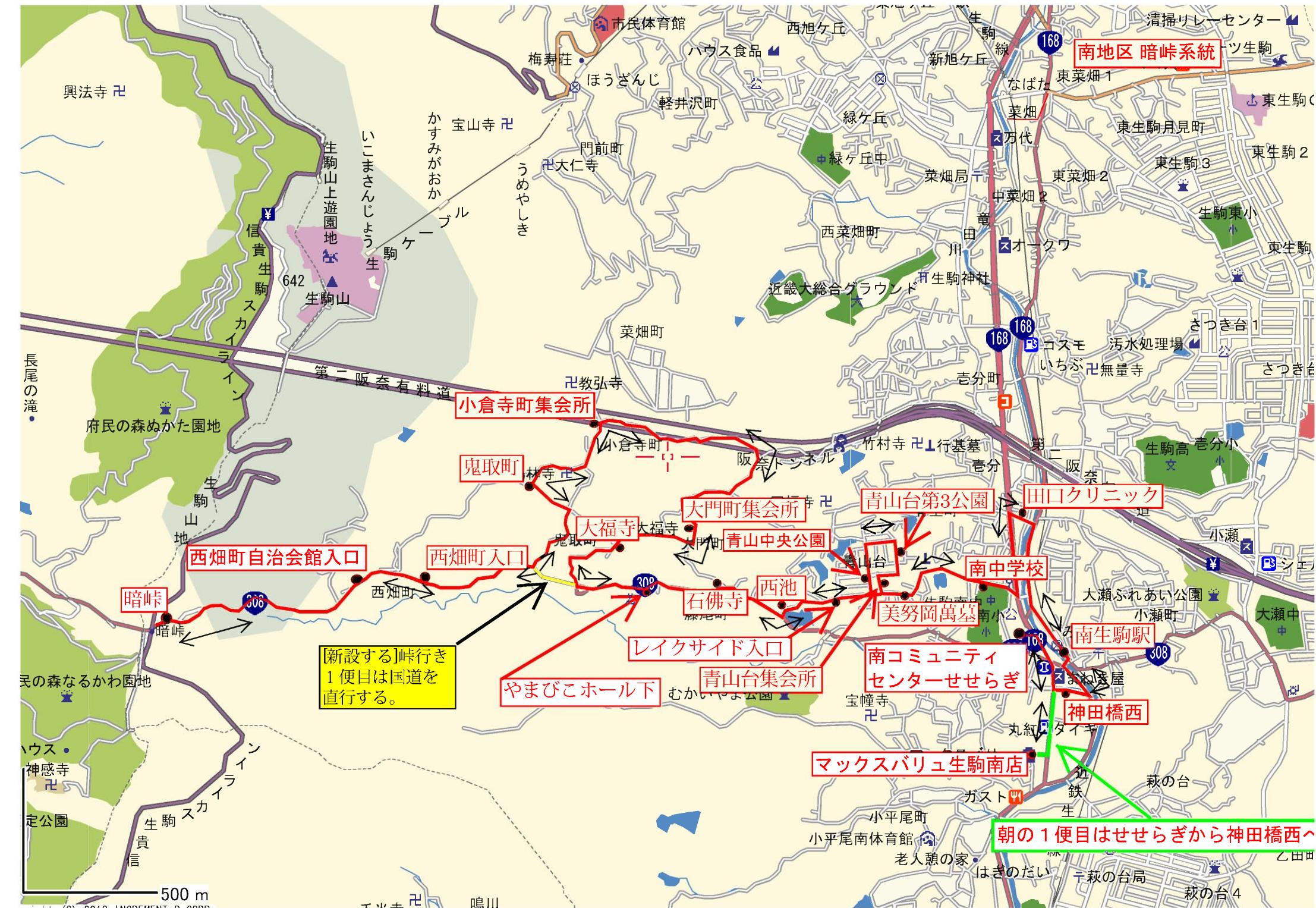
表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

30年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等との接続確保策	基準二で該当する要件 (別表7のみ)
奈良県 (生駒市)	生駒交通株式会社	(1) 暗峠	南コミュニティセンターせせらぎ	マックスバリュ生駒南店、南生駒駅、青山台集会所、西池、大門町集会所、小倉寺町集会所、鬼取町	暗峠	往 8.9km 復 8.8km	日	回	乗合バス型	②-(2)	近畿日本鉄道生駒線南生駒駅で接続。運行ダイヤについては、利用状況も考慮のうえ、鉄道ダイヤとの調整を行う。	③	
		(2) 暗峠(工事)	南コミュニティセンターせせらぎ	マックスバリュ生駒南店、南生駒駅、青山台集会所、西池、大門町集会所、小倉寺町集会所、鬼取町	暗峠	往 8.5km 復 8.4km	日	回	乗合バス型	②-(2)	近畿日本鉄道生駒線南生駒駅で接続。運行ダイヤについては、利用状況も考慮のうえ、鉄道ダイヤとの調整を行う。	③	

(注)

- 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記すこととし、「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。



迂回路図(参考図)

※通行止規制に伴い、生駒市コミュニティバス「たけまる号」も経路変更致します。

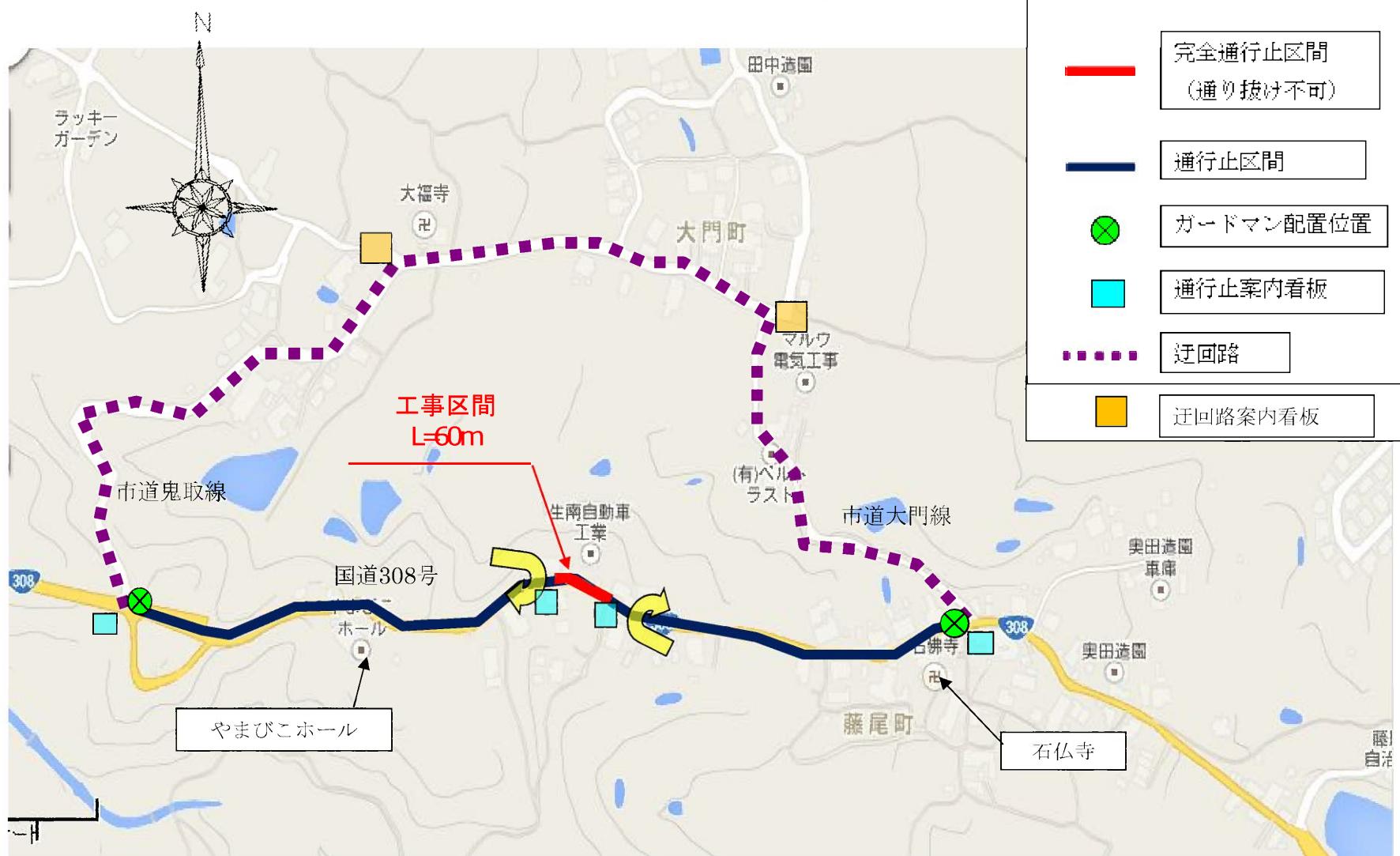


表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	生駒市
-------	-----

(単位:人)	
	人口
人口集中地区以外	22,163
交通不便地域	364

(平成27年度国勢調査人口)
(2017.4.1住民基本台帳人口)

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
364	藤尾町、大門町、小倉寺町、鬼取町、西畠町	局長指定

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
364	対象人口 × 120円 × 0.6(補正係数) + 200万円	2,026,208

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区的人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑭)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

N
1:15,000

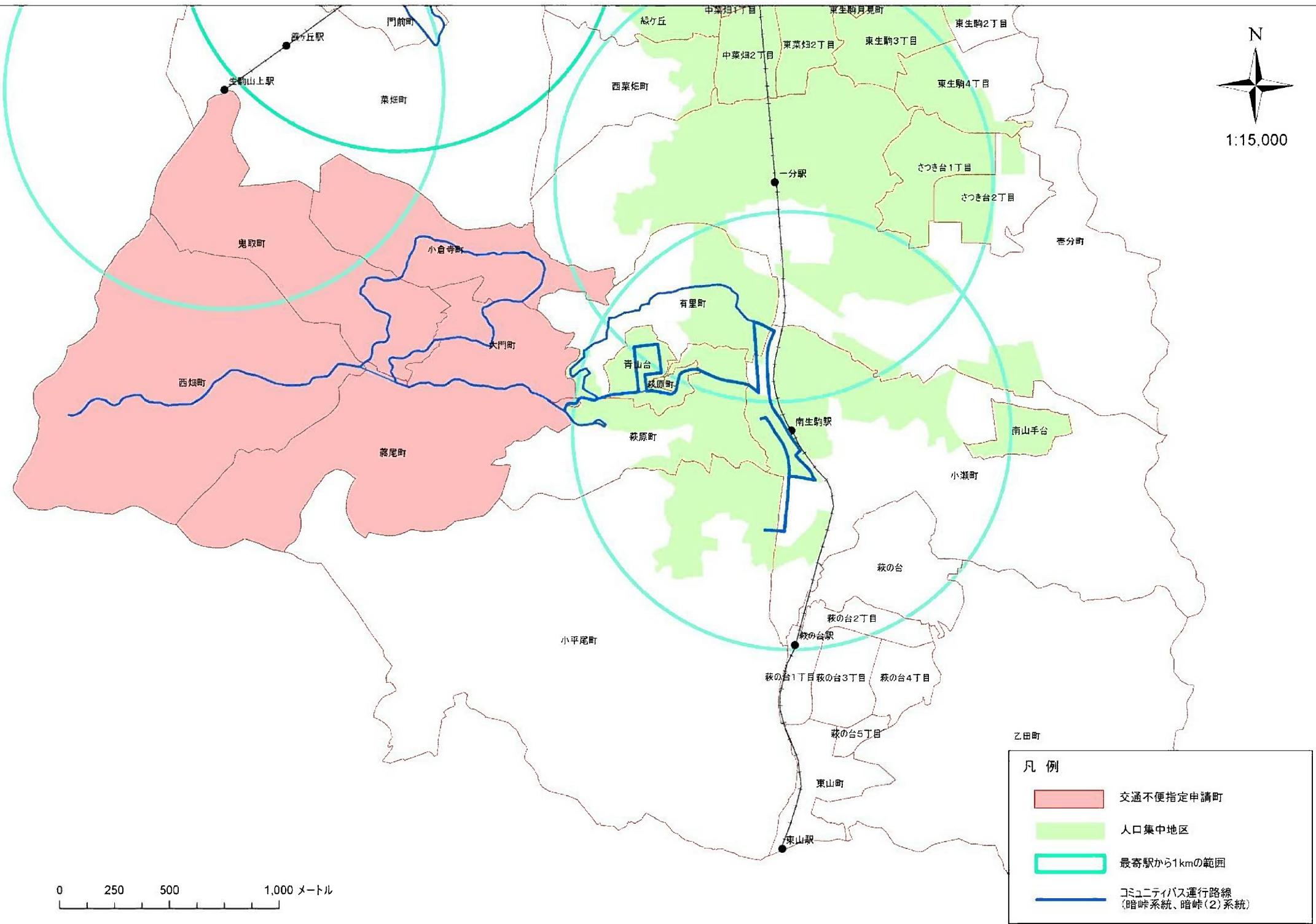


圖 1-2

